
G 0 6 . A C L 情報登録実績データ

1. 業務概要

「ACL情報登録（コンテナ船用）（ACL01）」業務、及び「ACL情報登録（在来船・自動車船用）（ACL02）」業務（以下、「ACL業務等」という。）で、関税法第16条第2項に基づき税関職員に提示しなければならない積卸についての書類に関する情報として通知の行われたデータを船会社別に集計し出力する。

2. 提供概要

- (1) 周期 : 月次（毎月1日）
- (2) 出力先 : 通関業、保税蔵置場、NVOCC、海貨業
- (3) 出力単位 : 利用者単位
- (4) 出力形態 : 配信

3. 作成処理

(1) 収集処理

ACL情報DBより以下のいずれかに合致するデータを収集する。なお、ブッキング番号ごと（枝番の入力があれば枝番ごと）に1件として収集する。

(A) ACL情報登録

ACL業務等で登録されたデータを収集する。

(B) 取消し

ACL業務等で取消されたデータを収集する。また、訂正は収集しない。

(2) 編集処理

(A) システムに出力要として登録されている利用者の場合のみ出力する。

(B) ソート条件は以下の順とする。

・ 船会社コード

(C) データが存在しない場合は、「データ有無識別」に「0」を設定し、その旨を送付する。

(D) 管理資料情報出力イメージは、「CSV電文フォーマット」を参照。

(E) 出力項目の詳細は、「出力項目表」を参照。